

小林市教育基本方針



小林市教育委員会

小林市教育基本方針

本市の教育は、教育基本法の理念のもとに、地域の教育資源を最大限活かしながら、学校・家庭・地域社会がそれぞれの教育的機能を発揮し、市民一人ひとりが自己実現を目指し、健康で文化的な生きがいのある人生を送ることができることを最終目標とします。

一、 小林市の子どもたちが、その成長の過程において、急激な社会変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう課題に、柔軟かつたくましく対応しながら、自立していくことを目指します。

一、 学びの継続性を確立するため、学校教育、社会教育、スポーツ振興それぞれが充実し、継続的に営まれるよう、就学前の子どもから青年・成人、そして高齢者までが、学び続けられる生涯学習社会の構築を目指します。

一、 小林市民一人ひとりが、故郷に自信と誇りをもち、グローバル化した社会で活躍し、自立→感謝→貢献というサイクルで構成される循環型の社会づくりを目指します。

小林市人権教育基本方針

人権とは、すべての人が生れながらに持っている、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない基本的な権利であり、この大切な権利を誰もが学び、享受するために教育の果たす役割はきわめて大きいものがあります。

したがって、教育基本法の理念のもと、すべての学校及び地域社会において人権尊重の教育をより深く推進するとともに、年齢や性別、国籍、民族、文化の違いや障がいの有無などにかかわらず、お互いの個性や価値観の違いなど、その多様性を認識できる人間の育成に努めることが重要です。

本市においては、様々な人権に関わる問題に取り組んできましたが、今なお同和問題をはじめ、新たな人権問題も存在しています。

そのため、本市教育委員会では、「小林市人権教育・啓発推進方針」やこれまでの取組の成果と課題をふまえ、市民一人ひとりが人権についての正しい理解を深めるための教育を推進します。

学校教育においては、一人ひとりの子どもの人権を尊重した学校運営や人権教育に関する指導方法の工夫改善に努め、子どもたちが豊かな人間関係の中で安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりや、人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成し、実践力を養うことに努めます。

社会教育においては、公民館等の社会教育施設を中心に、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図るとともに、学校教育との連携を強化し、青少年の社会性や豊かな人間性を育むための多様な体験活動の充実を図りながら人権意識の高揚を図ります。

家庭教育においては、保護者に対する学習の機会の充実に努め、家庭教育の支援を図りながら、幼児期からかけがえのない生命や家族を大切に作る心を育むとともに、親子共に人権意識が高まるように努めます。

さらに、人権教育を積極的に推進するために、人権及び同和問題の啓発活動を行うとともに、差別などのあらゆる人権侵害をなくす強い意識と実践力を持った指導者の育成や研修の充実に努めます。

この人権教育の実施に当たっては、教育の中立性を確保するとともに、県及び関係機関との連携を図りながら、広く市民の理解と協力を得て推進します。

小林市教育施策

本年度の教育施策は、第二次小林市総合計画、第二次宮崎県教育振興基本計画を基本にして、教育行政の積極的推進に努めるため、「『学びたい』『学ばせたい』気持ちを高める小林教育」の具現化をめざして、以下のとおり定めます。

I 学校教育を充実します

1 就学前教育と学校教育の推進と充実

未就学児やその保護者の学びを支援するとともに、認定こども園、保育所(園)、幼稚園並びに小学校の連携を深めることで、円滑な小学校への接続を図ります。

2 学力向上の推進

個に応じた指導の充実や授業改善、研究指定校による実践的研究に取り組み、一貫性と継続性を持った教育を推進することで、学力向上を図ります。

3 こころの教育の推進と充実

道徳科を要とした道徳教育の推進及び教育相談体制等の充実を図ることで、人間性豊かな児童生徒を育成します。

4 からだの教育の推進と充実

幼児期からの体力づくりや各種健康診断、危険から身を守る指導の充実を図ることで、健やかな体を育む教育を推進します。

5 特別支援教育の推進と充実

就学前からの一貫した支援体制の確立や合理的配慮の提供、特別支援教育支援員を適切に配置することで、特別な支援が必要な児童生徒に対応した教育を充実します。

6 新しい時代に対応した教育環境の整備と充実

教員以外の専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していく「チーム学校」を推進するとともに、学校や教員の業務を見直し、教員が担うべき業務に専念できる環境を整備することで、学校における指導体制の充実を図ります。また、学習及び校務でICT機器を積極的かつ効果的に活用するとともに、外国語指導助手の活用による外国語活動等を推進することで、教育の質の向上や一人一人の個性に応じた学習を実現します。また、感染症や災害発生時でも児童生徒の学びを保障するため、ICT機器を効果的に活用した学習活動の充実を図るとともに、これからの時代を生きるための情報活用能力の向上を図ります。

7 キャリア教育の推進と充実

小中一貫及び学校と家庭、地域社会、産業界の連携及び協働によるキャリア教育を展開することで、児童生徒に社会的、職業的自立の基盤となる能力や態度を育成します。

8 協働の学校づくりの推進と充実

地域の人々と教育目標や教育ビジョンを共有することで、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」づくりを、より一層推進します。また、学校と家庭、地域社会が相互に協力し、地域全体で学びを展開していくことで、子どもも大人も、学び合い育ち合う教育体制を構築します。

9 学校教育施設の整備と充実

耐震化事業は完了しましたが、非構造部材の耐震対策や、老朽化に伴う改修整備等について、小林市学校施設長寿命化計画に基づき、効率的で計画的な施設整備を実現します。

Ⅱ 生涯学習を推進し、文化・芸術を振興します

1 生涯学習の推進と地域の教育力の向上

コロナ禍においても対応できるような自発的な学習活動支援と学習機会を提供します。あわせて、地域の教育力向上のため、公共施設を活用した学習の充実を図るとともに、各種指導者の発掘やリーダー育成に取り組みます。また、家庭教育の重要性の啓発、生涯現役として人生を送れる活動の推進、豊かな人権感覚を身に付ける学習等の活動に取り組みます。

2 豊かな感性を育む社会教育の推進

世代間交流や職場体験等を基本とした様々な体験活動や、グローバル化する社会に対応できる人材育成のために国際交流事業等を実施します。

3 放課後子ども教室と学校支援の充実

地域の人材を活用し、勉強やスポーツ、文化活動等を通して地域住民との交流を図り、地域の教育力を向上させます。また、スクールサポートボランティアの募集を積極的に行います。

4 読書活動の充実

市立図書館と学校図書館の連携及び読み聞かせグループ等の市民団体との協働により、全ての市民が生涯を通して読書活動に触れ合える体制を整備します。

5 市民の心を豊かにする文化・芸術の振興

良質な文化事業等の実施や、身近に芸術作品等に触れる機会の提供により、豊かな心と教養を育みます。

6 郷土の誇る文化遺産の保護と活用の推進

文化財や郷土芸能等の歴史的、文化的な価値を市民に啓発し、効果的な保存や環境整備、継承活動等の支援を行うとともに、市民が文化財等の価値を最大限に享受できる環境を整備します。

7 社会教育施設の整備と充実

公民館、図書館、文化会館等の社会教育施設を安心、安全に利用できるよう整備するとともに、中央公民館等の老朽化による改築等に併せて文化的機能を持った複合施設を整備し、各種資料の保管環境も検討します。

Ⅲ スポーツ・体づくりを推進します

1 生涯スポーツの推進

市民がそれぞれの体力、技術、目的に応じて「いつでも」「だれでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる環境を整備し、豊かなスポーツライフを実現することで、生涯スポーツ社会の構築を図ります。また、運動教室や市民スポーツ祭を充実させるとともに、「市民スポーツ推進月間」を設けるなどスポーツに親しむ気運の醸成を図る取組を強力に推進します。

2 競技力の向上

幼少期からスポーツに慣れ親しむ機会を創出し、スポーツの楽しさを感じ、スポーツの選択の幅を広げることで競技人口の増加及び裾野の拡大を図ります。また、各競技団体による中学校部活動との連携や、小中高連携による指導体制の充実を図るとともに、全国・九州大会に出場する団体や個人に対し、支援を行うことで更なる競技力の向上に取り組みます。

3 スポーツ環境の整備と充実

「小林市公共施設等総合管理計画」等に基づき、年次的に整備を行い、健康づくり拠点施設として市民が安心、安全にスポーツができる環境の整備と充実を図ります。

4 食育の推進と充実

「小林市食育・地産地消推進計画」に基づき、農業体験や弁当の日などの様々な体験を通して、食に対する実践力を身に付けさせ、健全な食生活が実践できる子どもの育成を図ります。

学校給食については、郷土料理の提供や地産地消率を高め、適切な栄養摂取による健康の保持増進を図るとともに、郷土愛を深めることも推進します。